

令和2年度 第7回知名町農業委員会定例総会議事録

1. 開催日時 令和2年10月23日（金） 午後1時30分から

2. 開催場所 知名町商工会会議室

3. 出席委員（15人）

会長	1番	先間 秀明
委員	2番	田尻 博樹
委員	3番	東 正 亮
委員	5番	永吉 雄子
委員	6番	川畑 伸之
委員	7番	西登 美勝
委員	8番	池沢 清良
委員	9番	市來 真吾
委員	11番	森由 美子
委員	12番	川内 清弘
委員	14番	幸山 利忠
委員	15番	沖 道人
委員	16番	芦村 利広
委員	17番	田畑 則仁
委員	18番	前田 博徳

4. 欠席委員（2人）

委員	10番	榮 米子
委員	13番	神田 三十志

5. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 報告第12号 農地法第18条第6項の規定による届出について

報告第13号 許可不要転用届の報告について

議案第25号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第26号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について

議案第27号 農業振興地域内農用地利用計画変更について

議案第28号 農業振興地域内農用地区域除外について

議案第29号 知名町地区農用地利用集積計画（案）の決定について

6. 農業委員会事務局職員

事務局長 上村 隆一郎

事務局主事 南郷 秀隆

付 議 事 項	
事務局長	ただ今から、令和2年度第7回知名町農業委員会定例総会を開会いたします。本日は榮委員、神田委員から欠席の連絡を受けていますが、定足数を満たしておりますので、総会は成立します。それでは、先間会長より会務報告をお願いします。
会長	前回総会から昨日までの会務報告をいたします。 10月1日 農業者年金加入推進特別研修会 10月13日 沖永良部与論地区ブロック別研修会 10月21日 令和2年度沖永良部地区青年農業者会議  以上です。
議長	これより議題事項に入らせて頂きます。日程第1の、議事録署名委員および会議書記の指名を行います。 知名町農業委員会会議規則第13条第2項に規定する議事録署名委員ですが、5番永吉委員、6番川畑委員を指名いたします。なお、本日の会議書記には事務局職員の南郷氏を指名いたします。以上で日程第1を終わります。
議長	それでは日程第2の議題事項に入らせて頂きます。 報告第12号農地法第18条第6項の規定による届出について、事務局に説明をお願いいたします。
事務局	報告第12号農地法第18条第6項の規定による届出について、説明します。 <b>【報告第12号について朗読】</b> 合意解約 2件 1番 住吉〇〇さんから住吉〇〇さんへの利用権設定、住吉字喜美当〇〇2,734㎡、合意解約をした日が令和2年10月30日、引き渡し日が令和2年10月31日、他者への利用権設定のためです。 2番 屋子母〇〇さんから屋子母〇〇さんへの利用権設定、屋子母字泊り原〇〇1,878㎡を含む計5筆計6,534㎡、合意解約をした日が令和2年10月12日、引き渡し日が令和2年10月13日、同者への贈与のためです。  以上です。
議長	ただ今の報告第12号について、ご質問等ありませんか。
	(意見、質問なし)
議長	次に、報告第13号 許可不要転用届の報告について、事務局から説明をお願いします。

事務局	<p>報告第13号 許可不要転用届の報告について、説明します。</p> <p>携帯電話無線基地局建設について、平成26年4月に申請があった件に付随する非常用電源設備の増設のためです。</p> <p>計画地の概要は、徳時字内蔵仁〇〇47㎡のうち2.5㎡です。</p> <p>農地法第5条第1項第7号及び農地法施行規則により許可不要となっています。</p>
議長	ただ今の報告第13号について、ご質問等ありませんか。
	(意見、質問なし)
議長	ないようですので、議案第25号農地法第3条の規定による許可申請について、事務局から説明をお願いします。
事務局	<p>それでは農地法第3条の規定による許可申請について、説明させていただきます。</p> <p><b>【議案第25号について朗読】</b></p> <p>議案第25号は、売買1件、贈与2件となっています。</p> <p>1番 田皆字下座〇〇2,687㎡ 売買。譲渡人 兵庫県神戸市〇〇さん、譲受人 田皆〇〇さん、対価〇〇円です。</p> <p>2番 屋子母字東村〇〇616㎡を含む計20筆24,714㎡ 贈与。譲渡人 屋子母〇〇さん、譲受人 屋子母〇〇さんです。</p> <p>3番 田皆字泊〇〇3,743㎡を含む計8筆17,758㎡ 贈与。譲渡人 大阪府河内長野市〇〇さん、譲受人 田皆〇〇さんです。</p> <p>以上 農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可の要件を満たしていると考えます。</p>
議長	それでは、ただ今の事務局の説明に対して、地区担当委員に補足説明をお願いいたします。
9番委員	<p>1番、説明します。</p> <p>譲渡人と譲受人は知人です。譲受人は、サトウキビを主に作っており、機械等も揃っております。</p> <p>ご審議よろしく申し上げます。</p>
3番委員	<p>2番、説明します。</p> <p>譲渡人と譲受人は叔父と甥の関係です。譲渡人が体調を崩し譲受人に引き継ぐということです。機械は、当面は譲渡人のものを使って徐々に揃えていくそうです。</p> <p>ご審議よろしく申し上げます。</p>
8番委員	<p>3番、説明します。</p> <p>譲渡人と譲受人は親戚関係です。譲渡人は兼業で農業をしておりましたが、島外へ転出したため贈与となりました。譲受人は専業農家でサトウキビを主に作っており、機械類も揃っております。</p> <p>ご審議よろしく申し上げます。</p>

議長	はい、ありがとうございました。 ただ今、事務局及び地区担当委員から説明がありましたが、何かご質問、ご意見ありませんか。
	(意見、質問なし)
議長	それでは、ただ今の原案に対して賛成の方は挙手をお願いいたします。
	(全員挙手)
議長	はい、有り難うございます。 全員賛成ですので、議案第25号は許可決定といたします。
議長	次、議案第26号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について、事務局から説明をお願いします。
事務局	議案第26号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について、説明します。  【議案第26号について朗読】 申請人 知名町芦清良〇〇さん、譲渡人 知名町芦清良〇〇さん、土地の表示 知名町芦清良字上ハサマ〇〇604.28㎡、事業計画は一般住宅です。施設の概要は、一般住宅 145.32㎡、通路 88.78㎡、使用できない傾斜地 85.86㎡、計319.96㎡です。必要経費として、建築費〇〇万円、全て銀行融資です。 住宅が50m以内に3戸以上ありますので、集落接続施設に該当すると思います。  以上です。
議長	それでは、議案26号について、地区担当委員から補足説明をお願いします。
16番委員	転用事業者と譲渡人は、親子で新規就農者です。
議長	議案26号について、何かご質問はありますか。
	(質問なし)
議長	ないようですので、本議案に賛成の方は挙手をお願いします。
	(全員挙手)
議長	全員挙手ですので、許可決定とします。 次、議案27号 農業振興地域内農用地利用計画の変更について、事務局から説明をお願いします。

事務局	<p>議案第27号 農業振興地域内農用地利用計画の変更について、説明します。</p> <p>【議案第27号について朗読】</p> <p>申請人 知名町知名〇〇さん、土地の表示 知名町住吉字具屋原〇〇3,237㎡のうち75㎡、事業計画は農業用倉庫、通路、資材置き場です。施設の概要は、農業用倉庫 25.00㎡、通路 18.00㎡、資材置き場 32.00㎡、計75.00㎡です。必要経費として、建築費〇〇円、全て自己資金です。</p> <p>申請人は、自身が耕作している畑に農業用資材等を保管する倉庫を建設するため、設置作業を行っていたところ、2a未満の施設であるため転用許可申請は必要ないが、農業振興地域の農用地区域であるため、農業用施設への用途変更をする必要があり申請するものである。</p> <p>以上です。</p>
議長	それでは、地区担当委員から補足説明をお願いします。
6番委員	申請人は、申請地でマンゴーを作っており、その作業用倉庫です。周囲を阻害するものではありませんので、ご審議よろしくお願いします。
議長	ただ今の議案第27号について、何かご意見・ご質問ありますか。
16番委員	農用地区域の除外は必要ないですか。
事務局	農用地区域の農地から農業用施設への計画変更となり、除外は必要ありません。
2番委員	農地法だけなら不要ですが、農振法に係っているから用途変更の手続きが必要ということですね。
事務局	そうです。
議長	他にないようでしたら、議案第27号について、賛成の方は挙手をお願いします。
	(全員挙手)
議長	全員挙手ですので、議案第27号は承認とします。
議長	議案第28号 農業振興地域内農用地区域除外について、事務局から説明をお願いします。
事務局	議案第28号 農業振興地域内農用地区域除外について、説明します。

	<p><b>【議案第28号について朗読】</b></p> <p>議案第28-1号  申請人 大阪府堺市〇〇さん、土地の表示が知名町住吉字四文当〇〇 785.00㎡、事業計画が一般住宅です。施設概要は一般住宅497.95㎡、傾斜地 287.05㎡。必要経費は、建築費〇〇円、全て自己資金の予定です。</p> <p>議案第28-2号  申請人 鹿児島市〇〇、土地の表示 知名町田皆字和茶目〇〇 373.11㎡、事業計画がテレビ放送用鉄塔です。施設概要は、鉄塔36.00㎡、駐車場 18.00㎡、その他 319.11㎡。必要経費は、取得費〇〇円、建築費〇〇円、全て自己資金です。</p> <p>以上です。</p>
議長	次に、地区担当委員より補足説明をお願いします。
6番委員	昨年より相談があり、事務局に相談するようにと話してありました。集落内の住宅が隣接しており問題ないと思います。
8番委員	事務局と現地確認しました。特に、周辺への影響もなく問題ないと思います。
議長	議案第28号について、ご意見・ご質問はありませんか。
	(意見、質問なし)
議長	ないようですので、議案第28号に賛成の方は挙手をお願いします。
	(全員挙手)
議長	全員賛成ですので、議案第28号は承認といたします。 次に、議案第29号知名町地区農用地利用集積計画について、事務局に説明をお願いいたします。
事務局	<p>議案第29号知名町地区農用地利用集積計画、説明します。</p> <p><b>【議案第29号について朗読】</b></p> <p>利用権設定17件です。</p> <p>1番1 知名字松木当〇〇 3,364㎡  賃貸借 10年間の新規設定です。</p> <p>2番1～2 知名字アギナ〇〇3,308㎡を含む計2筆 4,798㎡  賃貸借 10年間の新規設定です。</p> <p>3番1 知名字畦ン窪〇〇 3,108㎡  賃貸借 10年間の新規設定です。</p> <p>4番1～6 知名字小ン仁屋〇〇4,872㎡を含む計6筆 13,866㎡  賃貸借 5年間の再設定です。</p>

5番1～11 使用貸借	知名字伊ン当〇〇1,269㎡を含む計11筆 20,053㎡ 10年間の再設定です。
6番1 賃貸借	屋子母字塩津類ビ〇〇 3,616㎡ 5年間の新規設定です。
7番1～4 使用貸借	屋子母字御神ノ上〇〇2,153㎡を含む計4筆 7,439㎡ 10年間の新規設定です。
8番1 賃貸借	大津勘字源手名〇〇 4,452㎡ 5年間の新規設定です。
9番1 賃貸借	住吉字喜美当〇〇 2,734㎡ 5年間の新規設定です。
10番1 賃貸借	正名字帯野〇〇 6,768㎡ 5年間の再設定です。
11番1～2 賃貸借	正名字マキシヤ〇〇3,224㎡を含む計2筆 6,704㎡ 5年間の再設定です
12番1 賃貸借	新城字平座〇〇 5,916㎡ 10年間の新規設定です。
13番1～2 賃貸借	竿津字稲田〇〇3,819㎡を含む計2筆 5,375㎡ 5年間の新規設定です。
14番1 賃貸借	竿津字上里〇〇 4,295㎡ 5年間の新規設定です。
15番1～8 賃貸借	竿津字登々美川〇〇93㎡を含む計8筆 6,293㎡ 5年間の新規設定です。
16番1 賃貸借	赤嶺字東風〇〇 2,277㎡ 5年間の新規設定です。
17番1～3 使用貸借	下平川字松木原〇〇5,120㎡を含む計3筆 7,948㎡ 10年間の新規設定です
	続いて、所有権の移転について説明します。
1番1～3	芦清良字ヨテヤ〇〇5,004㎡を含む計3筆 8,306㎡ 鹿児島市〇〇から農地売買等事業により芦清良〇〇さんへ対価〇〇円で移転予定となっております。
	中間管理事業による利用権設定まで、説明します。
1番 貸出者	和泊町内城〇〇さん、久志検字後原〇〇963㎡を含む計3筆 5,974㎡、配分予定者は和泊町仁志〇〇さん、認定農業者で、5年間の貸借期間です。
2番 貸出者	徳時〇〇さん、徳時志皿木俣〇〇2,981㎡を含む計4筆 9,394㎡、配分予定者は瀬利覚〇〇さん認定農業者で3年間の使用期間です。
	以上、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

議長	地区担当委員の補足説明をお願いします。
2番委員	<p>1番～4番説明します。</p> <p>1番 貸人と借人は親戚です。借人は、バレイショ、ソリダゴ、グラジオラスを作っており、機械は全て揃っています。畑はバレイショを植える予定です。</p> <p>2番～4番 2番～4番の貸人は同じで農業廃止する予定です。借人とはそれぞれ知人です。2番の借人は、バレイショ、グラジオラスを、3番の借人は主にバレイショ、4番の借人は畜産が主になっております。それぞれ機械類も揃っています。</p>
18番委員	<p>5番</p> <p>貸人と借人は、親子です。借人はバレイショ、サトウキビを作っており、機械類はすべて揃っています。</p>
3番委員	<p>6番、7番説明します。</p> <p>6番 貸人と借人は、知人です。借人はバレイショ、ユリ球根を作っており、機械類はすべて揃っています。</p> <p>7番 貸人と借人は、義理の親子です。借人はバレイショ、サトウキビを作っており、機械類はすべて揃っています。</p>
5番委員	<p>8番</p> <p>貸人と借人は、知人です。借人はバレイショ、ユリ球根を作っており、機械類はすべて揃っています。</p>
6番委員	<p>9番</p> <p>貸人と借人は、知人です。借人はバレイショを主に作っており、機械類はすべて揃っています。畑については、前耕作者のサトウキビを株出しする予定です。</p>
7番委員	<p>10番、11番説明します。</p> <p>10番 貸人と借人は、知人です。借人は親子で葉たばこ、サトウキビを作っており、機械類はすべて揃っています。</p> <p>11番 貸人と借人は、知人です。借人はサトウキビ、グラジオラスを作っており、機械類はすべて揃っています。</p>
11番委員	<p>12番</p> <p>貸人と借人は、知人です。借人はキク、ソリダゴなどを作っており、機械類はすべて揃っています。畑は、平張りでキクを作っています。</p>
1番委員	<p>13番、15番説明します。</p> <p>13番 貸人と借人は、親戚です。借人は認定農業者で、花、サトウキビ、バレイショ、畜産など幅広く農業をしております。機械類はすべて揃っています。畑は、バレイショを作る予定です。</p>



	15番 貸人と借人は、知人です。借人は和泊町の農業委員で、機械類はすべて揃っています。畑は、バレイショを植える予定です。
14番委員	14番 貸人と借人は、知人です。借人は認定農業者で後継者もあり、切り花、バレイショを作っています。機械類はすべて揃っています。畑は、バレイショを作る予定です。
12番委員	16番 貸人と借人は、知人です。借人は新規就農者で、バレイショ、インゲンを作っています。機械類は徐々に揃えている段階で、無いものは知人からリースしております。
15番委員	17番 貸人と借人は、親子です。借人はサトウキビ、ソリダゴを作っており、機械類は揃っています。
議長	所有権の移転、農地中間管理事業による利用権の設定について、特に補足説明することはありませんか。
	(なしの声あり)
議長	それでは、議案第29号に賛成の方は、挙手をお願いします。
	(挙手全員)
議長	全員賛成ですので、議案第29号は決定とします。
議長	以上をもちまして、本日の議題事項は終了いたしました。その他について事務局をお願いします
事務局	次回総会11月24日(火)午後1時30分からの予定です。以上です。

上記のとおり相違ないことを確認し署名する。

令和2年10月23日

議 長 先 間 秀 明

署名委員 永 吉 雄 子

署名委員 川 畑 伸 之